

お知らせ

当院では令和6年4月1日より下記の施設基準が変更に伴い、患者負担額が増える場合があります。

施設基準は、

3/31 まで 運動器リハビリテーション(Ⅲ)⇒4/1より 運動器リハビリテーション(Ⅰ)となります。

施設基準が運動器リハビリテーション(Ⅰ)になることに伴い、リハビリテーション総合計画評価料(Ⅰ)が月1回、別に算定されます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和6年4月1日
わかすぎ整形外科・手の外科クリニック
院長 若杉 琢磨